

品質の誤認（4条1項16号）の商標審査基準について（案）

平成28年6月

第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）**商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標****1. 現行商標審査基準の概要**

現行の審査基準は、1. において、「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」について、2. において、「拒絶理由の通知に対する補正」について、3. において、「国家名・地名等を含む商標」について、4. において、「商標中に商品の品質等を保証するような文字、図形等の標章があるとき」について、5. において、「商標の付記的部分に『J I S』等の文字又は記号があるとき」について、6. において、「地域団体商標における本号の規定の適用」の解釈を定めたものである。

2. 商標審査基準改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載してはどうか。

3. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1290頁）

「一六号は、旧法二条一項一一号の一部に相当する規定であり、旧法とその趣旨に変わりはない。したがって、商品の品質又は役務の質の劣悪には、関係がない。」

(2) 裁判例・審決例

①「スピルリナゲイトラー」（第32類「加工藻類および他の加工食料品その他本類に属する商品」） 平成元年4月20日 東京高昭和63年（行ケ）113号）

『本願商標の構成のうち「ゲイトラー」のもつ具体的な意義が一般に理解されていないとしても、「スピルリナ」を原材料としたものが当該性状品質を有する健康食品の一つとして知られている以上、一般需要者が「スピルリナゲイトラー」なる商標を付した加工食料品に接するときには、これが「スピルリナ」の種類に属する原材料を加工ないし含有した品質を有する食品であると容易に認識し得るものと認められる。

なお、わが国においても「スピルリナの粉末を含有した保健食品」が製造販売されているのであって、また、それらの商品がいまだ一般需要者間に普及していないとしても、商標登録出願に係る商標が商標法4条1項16号にいう「商品の品質の誤認を生じるおそれがある商標」に該当するというためには、その商標によってあらわされるような品質の商品が現実には製造、販売されていることを必要とするものではなく、一般需要者が、その商標を付した商品に接したとするならば、その商品の品質効能等の特性を誤認するおそれがあれば足りるものというべきである。』

②「T i a r a」 知財高裁平成27年12月25日（平成27年（行ケ）10162号）

『商標法4条1項16号が「商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標」について商標登録を受けることができないと規定しているのは、商標を構成する文字、図形等が直接的に特定の商品の特性を表示したものであるため、当該商標が特定の商品以外の商品に使用された場合に、取引者、需要者が商品の品質を誤認して、商品を購入することがないように取引者、需要者の保護を図ることにあるものと解される。

そうすると、本願商標が商標法4条1項16号に該当するというためには、本件審決がされた平成27年7月7日の時点において、取引者又は需要者において、本願商標の構成から将来を含め一般に認識される特性を有する特定の商品と指定商品とが関連し、かつ、本願商標が表示している特定の商品の特性と指定商品が有する特性が異なるため、本願商標を指定商品に使用した場合に、本願商標が使用された「商品の品質の誤認を生ずるおそれ」があることを要するものと解される。また、現実には商品の品質の誤認が生じている必要はなく、本願商標と商標が使用された商品との関係で客観的に誤認を生ずる蓋然性があれば、「商品の品質の誤認を生ずるおそれ」があるということが出来るものと解される。』